

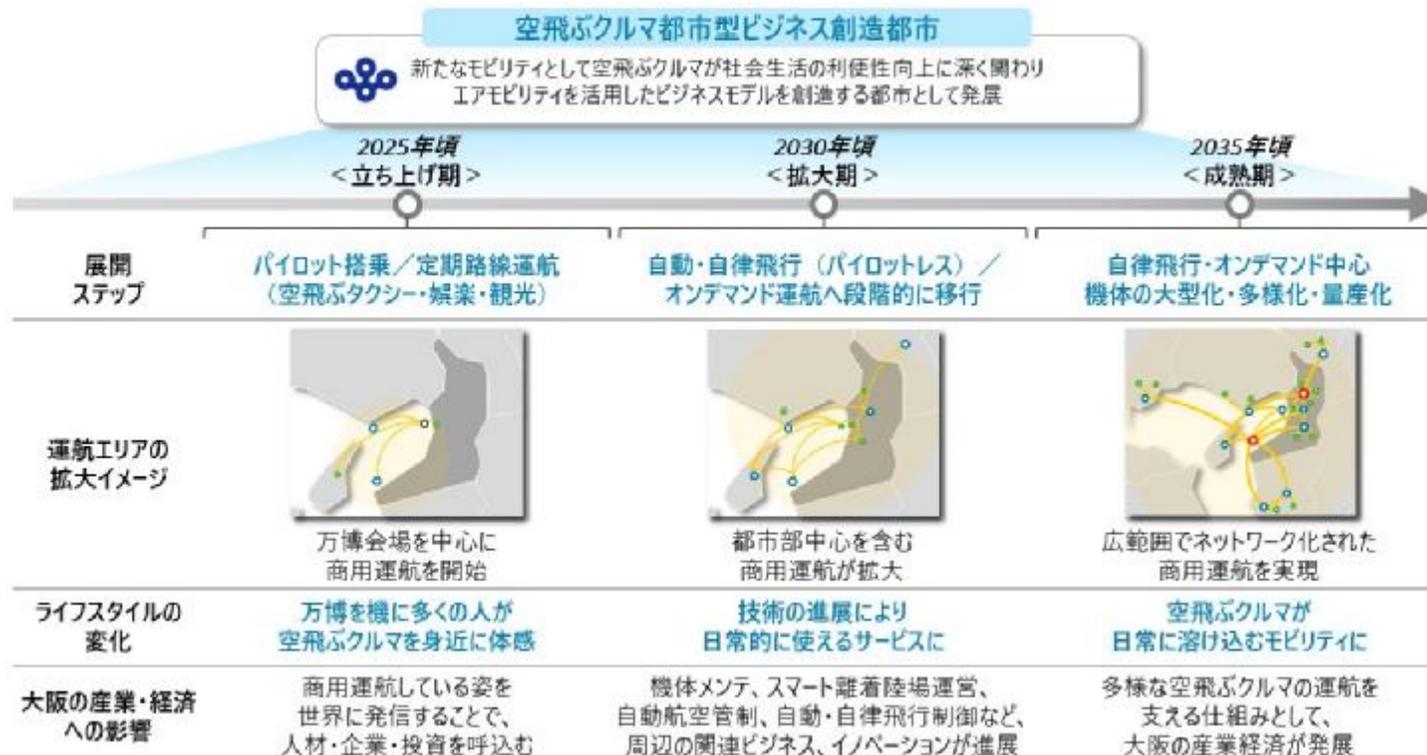
空飛ぶクルマ専用離着陸場等拠点整備事業補助金

公募説明会

大阪府 商工労働部
成長産業振興室 産業創造課
次世代モビリティグループ

1 事業の趣旨・目的

- 大阪府では、**2025年**大阪・関西万博を契機とした空飛ぶクルマの運航の実現をめざすとともに、万博のレガシーを確実に引き継ぎ、将来にわたって大阪が空飛ぶクルマを活用したビジネスモデルを創造する都市として発展していくよう、令和4年3月に策定した「空の移動革命社会実装に向けた大阪版ロードマップ」に基づき、さまざまな取組みを推進しています。
- そこで、大阪府では、空飛ぶクルマの離着陸場等の拠点を整備し、**将来にわたり継続的に空飛ぶクルマを活用したビジネスをめざす事業者の取組み**を支援します。



2 定義

(1) 「空飛ぶクルマ」とは、電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段をいいます。航空法上の航空機に該当し、無人航空機であるドローンは含まれません。

(2) 「空飛ぶクルマ専用離着陸場等」とは、空飛ぶクルマが離着陸を行うための離着陸場（**FATO**、**TLOF**、**Safety Area**、誘導路、誘導路帯、エプロン、スタンド（駐機場）、スタンド保護エリア、標識施設、灯火施設、消火救難施設、脱落防止施設、充電設備、排水施設、場周柵等を含む）をいいます。

(1) 「空飛ぶクルマ」の定義は、**2023年3月31日付「空の移動革命に向けた官民協議会」**「空飛ぶクルマの運用概念 **Concept of Operations for Advanced Air Mobility (ConOps for AAM)**」より抜粋しています。

(2) 国土交通省「バーティポート整備指針案」に準拠しています。バーティポートに含まれる施設、設備については、同指針案を確認してください。

なお、「バーティポート整備指針案」のうち、専ら離着陸場等に係る部分に限定しています。（道路や駐車場等については対象外です。）

- ・国土交通省から示される指針や基準に沿った離着陸場等を整備してください。指針や基準に変更があった場合は、その内容に準拠した離着陸場等を整備してください。（**P3**参照）

3 補助対象事業

補助対象事業は、「1 事業の趣旨・目的」に沿って、**大阪府内**において、**令和5年度及び令和6年度**の2か年度にわたって空飛ぶクルマ専用離着陸場等の拠点を**整備・完了する事業**とします。

なお、本事業では、**2025年大阪・関西万博における**空飛ぶクルマの運航にあたり、**具体的な活用が想定される拠点**を対象としますので、事業計画書には、万博時の具体的な活用方策も記載してください。

- ・ **2025年大阪・関西万博**において、空飛ぶクルマの運航事業者の利用を前提としていることから、大阪府内において令和6年度末（令和7年3月**31**日）までに整備が完了する離着陸場等が補助対象となります。
- ・ 令和5年度中に整備が完了する事業も補助対象となります。
(必ずしも、2か年にわたって整備を行う必要はありません。)
- ・ 事業計画書には、
 - ① 万博時における活用イメージが具体的に分かるように記載してください。
離着陸場等の具体的な機能（どのような施設や設備を整備するのか）
利用を想定している運航事業者
離着陸場等を活用して提供を予定している具体的なサービス など
 - ② 離着陸場等の整備完了後、少なくとも**10年間**の事業のイメージを記載してください。

※ 本補助の交付を受けるには、整備完了後少なくとも**10年間**は大阪府内において離着陸場としての機能を維持していただくことが必要です。申請時において、あらかじめ移設等が想定される場合は、事業計画書に、移設等も含めた活用方策について記載してください。

(P4参照)

○他の補助金等との関係

・同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、申請することはできません。

ただし、**他の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合**であっても、その補助金、助成金等の対象経費と、本補助金の対象経費と**が明確に区分できる場合**は、申請することができます。また、他の公的な補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、本事業申請の際、事業計画書にその旨と対象経費等を記載してください。

・対象経費が明確に区分されていることが必要です。申請書の作成にあたっては、他の補助金と明確に区分されていることが分かるように整理したうえで、記入してください。

・他の公的な補助金や助成金等において、本補助金の交付を受けている、又は受けることが決まっていることにより、申請又は交付を受けることができない場合がありますので、それぞれの補助金や助成金等の交付要件は必ず確認してください。

例：大阪市「会場外ポート用地整備等事業補助金」における規定

補助対象：①整地・舗装費補助 ②格納庫・電源設備整備経費補助

⑧本事業における要綱に定める補助対象経費については、国や大阪府の補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、交付できません。

(大阪市「「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集要項」より抜粋)

4 補助要件

・空飛ぶクルマ専用離着陸場等の拠点を整備・完了後、少なくとも**10年間**は離着陸場として活用した事業を実施してください（**毎会計年度終了後15日以内**に、過去1年間の補助事業に係る実施状況について、経過報告書[空飛ぶクルマ専用離着陸場等拠点整備事業補助金交付要綱〔以下「交付要綱」とする。〕様式第**12号**]を提出いただきます。）。

・令和**17年（2035年）**までの毎年、**4月15日**までに経過報告書を大阪府に提出していただく必要があります。

※**4月15日**が、府の休日に該当する場合は、府の休日の翌日に提出してください。

・**10年間**を経過するまでに、当初の整備場所が使用できなくなったような場合においても、当該拠点を移設するなど、**大阪府内において離着陸場としての機能を維持**していただくことが必要です。

・整備完了後**10年**を経過するまでの間に離着陸場等を活用した事業を終了する場合は、補助金を返還いただく可能性がありますのでご注意ください。返還にあたっては、当該設備の減価償却による評価額等に関わらず、以下の計算式により算定します。

（計算式）

返還額 = 府補助金 × (10年 - 経過年数) / 10年

府補助金：本補助金による補助額

経過年数：整備・完了後からの経過年数

・事業実施にあたっては、**大阪府内に事業所を有する事業者**（以下「府内事業者」という。）の参画機会の創出にご協力ください。主たる事業所の所在地や資本規模等は問いませんが、具体的な内容が分かるよう、事業計画書に記載してください。

（例）離着陸場等の整備にあたり、**JV**等を組成し、府内事業者が1者以上参画する。

離着陸場等の整備にあたり、府内事業者から一定割合以上の資材等を調達する。

離着陸場等の整備完了後、運営にあたって、府内事業者1者以上が参画する。

・離着陸場等の整備もしくは、その後の運営において、府内事業者が参画する枠組みを構築し、提案してください。

・事業計画書には、参画等を予定する企業名を記載いただくなど、想定されている取組について具体的なイメージが分かるように記載してください。

・参画を求める府内事業者は、『大阪府内に事業所を有する事業者』です。主たる事業者の所在地や、資本金の額、従業員数等は問いません。

5 補助金額・補助率・補助事業実施期間

(1) 補助金額

- ・令和5年度：**1拠点あたり**上限**1,000**万円
- ・令和6年度：**1拠点あたり**上限**4,000**万円

(2) 補助率

- ・補助対象経費の2分の1以内

(3) 補助事業実施期間

- ・交付決定日から令和7年3月**31**日（月曜日）まで

・令和5年度中に上限額（**1,000**万円※事業費ベースで**2,000**万円）まで執行できなかった場合、残額を令和6年度に繰り越すことはできません。

・補助金は、令和5年度、令和6年度の各年度で交付します。

令和5年度は、令和6年3月**31**日までに支払いが完了した経費が補助対象となります。また、令和6年度は、令和6年4月1日から令和7年3月**31**日までに支払いが完了した経費が補助対象となります。

・補助対象経費については、「7 補助対象経費」を参照してください。（P5参照）

直接の人件費やリース契約料等、補助対象外経費を留意事項に記載しています。（P6参照）

補助事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
離着陸場整備	調査・設計費	調査・分析費、設計費、施設整備費（機器購入費含む）、その他必要と認められるもの
	施設整備費	

※令和5年度と令和6年度で、対象となる経費区分の違いはありません。

6 補助事業の実施主体（申請できる方）

（1）補助事業の申請者

補助事業の実施主体（申請できる方）は、将来にわたり継続的に離着陸場を活用した事業を展開する法人です。

- ・ 申請者は、
 - ①離着陸場整備の主体であり、
 - ②整備完了後、少なくとも**10**年間は離着陸場を活用した事業を展開する事業者です。

- ・ 申請者は、事業が採択された場合、補助事業完了後**10**年間は、各年度の事業実施状況について、大阪府に報告書を提出していただきます。

「空飛ぶクルマ専用離着陸場等拠点整備事業補助金交付要綱」

第**17**条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後**10**年間、毎会計年度終了後**15**日以内に過去1年間の当該補助事業に係る実施状況について、経過報告書（様式第**12**号）を知事に提出することにより報告しなければならない。ただし、当該補助事業の廃止の承認を受けたときは、この限りでない。

○スケジュール

①質問受付期間：10月13日（金）午後2時～10月20日（金）午後5時【厳守】

- ・質問については、電子メールに必要事項を記載のうえ送信してください。
※電話での問い合わせについては、お答えできません。
- ・必ず電話によるメールの到着確認を行ってください。
- ・回答については、ホームページに順次掲載していきます。
- ・締切を厳守してください。締切を経過した場合は、一切回答できません。

②申請書の提出：11月6日（月）午後5時【必着】

- ・持参もしくは郵送にて提出してください。
- ・持参の場合：持参日時についてあらかじめ連絡をお願いします。
郵送の場合：電話にて発送の連絡をお願いします。
特定記録郵便・宅配便など、到着の確認ができる方法で発送してください。
- ※提出いただいた書類に不備がある場合には、11月6日（月）午後5時までには提出していただく必要があります。締切の時刻を過ぎると受け付けできませんので、時間に余裕をもって提出してください。

③審査会：11月20日（月）午後（予定）

④審査結果：11月下旬（予定）

- ・大阪市が会場外ポート事業者を公募中である大阪港地区（中央突堤）については、11月下旬に審査結果の通知のみを行い、交付決定については、大阪市における事業予定者の決定・公表を踏まえて行います。

○提出書類

書類種別		必要部数	原本の要否	留意事項
(1) 補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）		1部	コピー可	
(2) 事業計画書（交付要綱様式第1-2号）		1部	原本	
③ 添付書類	ア 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）	1部	原本	
	イ 直近年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）	1部	コピー可	
	ウ 「4（2）応募要件・資格」ア及びイに係る納税証明書（次の2通）			
	(a) 府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書	1部	原本	納税記録がない場合には、申立書を提出してください。 【申立書記載事項（任意様式）】 ① 大阪府に対して、納税義務を負っていない旨 ② ①により、提出が出来ない書類の名称
	(b) 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書	1部	原本	
	エ 事業や法人の紹介パンフレット等	1部	コピー可	
	オ 要件確認申立書（交付要綱様式第1-3号）	1部	コピー可	
	カ 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-4号）	1部	コピー可	
キ (2) 事業計画書に記載した万博時の利用が確認できる資料	1部	コピー可	整備を予定している離着陸場等について、万博時の運航に向けて事業者間での調整が進められていること分かる書類（契約書、関心表明書、打合せ時の議事概要等）。	